

注 文 書

- 1 契約番号 2026000348
- 2 業務名 田尻総合体育館除草等環境整備業務
- 3 業務場所 大崎市田尻沼部字早稲田42番地
- 4 業務期間 契約締結の翌日 から 令和9年3月19日まで
- 5 添付書類 (1) 仕様書
(2) 積算内訳書
(3) 平面図
- 6 担当課 大崎市教育部沼部公民館

仕 様 書

1. 契約番号 2026000348
2. 業 務 名 田尻総合体育館除草等環境整備業務
3. 業務場所 大崎市田尻沼部字早稲田42番地
4. 業務内容
 - 1) 田尻総合体育館敷地の除草作業
平面図の対象範囲, のべ30,000㎡(7回合計)
 - ・除草期間: 5月～11月まで
 - ・除草回数: 7回(月1回)※集草・処分は不要であるが, 必要により月の回数を増減する場合がある。
 - 2) 田尻総合体育館敷地内, 及び敷地境界側溝の落ち葉等の回収・運搬作業
平面図の対象範囲の内, のべ30,000㎡(5回合計)
 - ・落ち葉等回収, 運搬量: のべ300㎡(30㎡×2台×5回)※作業期間: 11月以降を基本として, 業務期間内で, 委託者が指示するものとする。
※回収・運搬後の落ち葉等の処分については受託者において適正に行うものとする。
5. 業務期間 契約締結の翌日 から 令和9年3月19日
6. 入札金額 入札する金額は直接工, 諸経費等の合計(消費税抜き)とすること。
7. 支払方法 竣工払いとし, 請求書が提出された日から30日以内に支払うものとする。
8. その他
 - (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という)の措置要件に該当すると認められたときは, 契約を解除することがある。
 - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ, 若

しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、該当下請負契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への通報が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

特記仕様書

第1章 総則

1. 本業務は設計図書によるほか、業務に関する市の規則等に基づき施行し、施工にあたっては施設の管理者と協議し、営業に支障を及ぼさないよう施工に万全を期するとともに、もし損害を与えた場合は請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材料

1. 使用材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとし監督員の承諾を得るものとする。特に明示なきものについても同様、監督員の承諾を得たものを使用するものとする。
2. 材料の検査においては、設計図書において明示されたものとするが、特に明示なきものについても必要と思われるものについては監督員と協議するものとする。

第3章 その他

1. 本業務に着手する前に、必要であれば関係官庁との協議を行い、第三者に支障のないよう務めること。
2. 本業務における下請負、資材調達は、できる限り大崎市内の企業を活用するよう努めること。
3. 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(別紙)

積算内訳書

田尻総合体育館除草等環境整備業務

(単位:円)

名称	仕様	数量	単位	単価	金額
1 除草工					
(1)草刈り作業	7回実施(集草・処分不要)	30,000	m ²		
(2)諸経費		1	式		
2 清掃工					
(1)落ち葉等回収・運搬作業	5回実施(回収・運搬した落ち葉等の処分は受託者が行う。)	30,000	m ²		
(2)諸経費		1	式		
小 計					
消 費 税		10	%		
総 計					

田尻総合体育館除草等環境整備業務平面図

